

第5章

地域の魅力を高める 活力あるまちづくり

(産業振興)

第1節 活力と魅力ある農林業の振興

- 第1項 農業の振興
- 第2項 林業の振興
- 第3項 畜産業の振興
- 第4項 水産業の振興

第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

- 第1項 観光の振興
- 第2項 観光ネットワーク化の推進
- 第3項 観光推進体制の整備

第3節 地域の活力を創る商業の振興

- 第1項 商業の振興

第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興

- 第1項 工業の振興
- 第2項 鉱業の振興

第5節 働きやすい環境づくり

- 第1項 働きやすい環境づくり



第5章 地域の魅力を高める活力あるまちづくり(産業振興)

第1節 活力と魅力ある農林業の振興

第1項 農業の振興

◎基本方針



地域に根ざした生産組織や担い手の育成、生産基盤の充実を図るとともに、他産業との連携や都市住民との交流、観光農業、付加価値の高い特色ある農業の振興を目指します。

◎現状と課題・必要性



- ◆農業は重要な基幹産業であり、主に中山間地域において銘茶「足柄茶」をはじめ、みかんやうめ、キウイフルーツなどの果樹の生産を中心に進められています。
- ◆地形の制約等から大規模な機械化などが難しく、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、遊休農地の拡大などが課題になっています。
- ◆野生鳥獣による農業被害は年々増加し、農作物の被害だけでなく法面崩壊などの農地自体への被害が深刻な問題となっています。防護柵設置の推進など今後はさらに有効な対策を講じていく必要があります。
- ◆安定した農業経営に向けて、中核農家をはじめとする担い手の育成や地域営農の組織化、特産品の開発に努めるとともに、農道や用水路などの生産基盤の整備や生活環境の整備などを進めており、さらにこうした施策を継続していく必要があります。
- ◆増加する遊休農地の活用を図るため、オリーブ栽培などを実施していますが、今後は、地域ぐるみで対応していく必要があります。
- ◆特色ある農業の振興を目指し、環境保全型農業や地産地消に取り組むとともに、町民と都市住民との交流の場として、オーナー制みかん園の取り組みや市民農園の実施などを進めております。さらに食の安全や環境に配慮した生活者のニーズ、信頼に応える農業の振興と地域特性を生かした取り組みを推進する必要があります。
- ◆「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律」(6次産業化・地産地消法)により、国も6次産業化を支援しており、生産・加工・流通(販売)を一体化して、安定した経営を実現することが求められています。

◎施策と事業



1 安定した農業経営の確立

- ◆担い手となる経営農家の認定と育成を図ります。
- ◆女性の農業経営への参画を促進します。
- ◆新規就農者の農業従事の促進と育成を支援します。
- ◆生産者と消費者との交流を促進します。
- ◆「食」を提供する場と機会の創出、指導体制を整備します。
- ◆生産組織・組織経営の育成・誘導を進めます。
- ◆地区・集落を越えた相互連携を強化します。
- ◆茶、果樹などの地場産品を材料とする加工品の開発を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
認定農業者の発掘	○	○	○	○	○
家族協定締結の促進	○	○	○	○	○
定年帰農者の支援	○	○	○	○	○
地産地消の推進	○	○	○	○	○
地域間の連帯を推進	○	○	○	○	○
直接支払制度の実施	○	○	○	○	○
産業まつりの充実	○	○	○	○	○
山北ブランドの認定及び普及推進	○	○	○	○	○

2 農地の保全と農業基盤の整備

- ◆農村振興基本計画に基づき都市交流等による農業・農村振興を図ります。
- ◆農業振興地域整備計画を定期的に見直し計画的な農地の保全を図ります。
- ◆農道、用水路の整備を計画的に実施します。
- ◆有害鳥獣被害防止対策を実施します。
- ◆遊休農地の活用を促進します。
- ◆農地集積・経営規模の拡大を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
農業用水改修の推進	○	○	○	○	○
有害鳥獣防護柵の設置	○	○	○	○	○
農地銀行 [※] の活用	○	○	○	○	○

※農地銀行: 規模縮小農家から貸付け等の希望があった農地を規模拡大を望む農家に紹介・斡旋すること。

3 特色ある農業の振興

- ◆生産資材の低投入技術の開発・普及をします。
- ◆不用になった農業用化学資材の回収システムを促進します。
- ◆農村交流活性化施設の活用を図ります。
- ◆直販所ネットワークの整備を促進します。
- ◆生産から加工、販売まで取り組む農業の6次産業化を促進します。
- ◆観光農業の振興を図ります。
- ◆市民農園の整備充実を図ります。
- ◆地域農産物のブランド化を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
特別栽培農産物の促進	○	○	○	○	○
農業用化学資材の処理費助成	○	○	○	○	○
直売協議会の運営	○	○	○	○	○
ビニールハウス栽培の推奨	○	○	○	○	○
オーナー制みかん園の促進	○	○	○	○	○
市民農園の整備充実	○	○	○	○	○
オリーブ栽培の促進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
有害鳥獣防護柵設置(深沢、嵐、平山)延長距離	m	1,340	3,310



第2項 林業の振興

◎ 基本方針



自然環境の保全や水を貯え、豊かでおいしい水を安定して供給する水源かん養機能など森林の担う重要な役割を踏まえ、森林を楽しむ場などの多様な森林利用を進めながら、水源の森林づくりや特色ある林業の振興を図ります。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆水源地域として、また地球環境保全の視点から、森林の持つ多様な機能を継続的に守り育てていくことが求められており、将来にわたり良質な水を安定的に確保するために、県では県民税の超過課税を導入し、県民や市町村の協力のもと、水源環境の保全・再生に取り組んでいます。町では、この交付金を活用し森林の整備に取り組んでいます。
- ◆国有林や県有林をはじめ森林のもつ健康づくりやいやしの機能を活用し、地域活性化を図るために森林セラピー基地の認定を取得し、体験ツアーを始め多くの取り組みを進めています。
- ◆公共施設木材利用計画を策定するなど、今後、町産木材の利用拡大を図る必要があります。
- ◆林業指導者の育成、林道などの基盤整備などを実施するとともに、都市との交流や生涯学習の拠点施設として(仮称)なえぎの学校の整備を進めています。
- ◆林産物の利用促進のため、町産木材の利用を進めるとともに、丹沢まいたけなどの特用林産物を町の特産品として需要の拡大を図り、地場産業の振興に取り組んでいく必要があります。
- ◆森林の持つ多様な機能を維持していくためには、継続的な森林整備が必要です。森林整備に要する財源を確保していくために、「全国森林環境税創設促進連盟」などと連携し、新たな税財源として「全国森林環境税」の創設を国に働きかけています。
- ◆豊かな森林を整備し、森林資源の利用を促進することにより、山づくり、森づくりを主体とした地域振興を町民とともに進めていく必要があります。

◎ 施策と事業



1 水源の森林づくり事業の推進

- ◆水源環境保全・再生市町村交付金を活用した地域水源林整備支援事業を進めます。
- ◆県が行う水源の森林づくり事業を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
町有林整備事業の推進	○	○	○	○	○
私有林整備事業の推進	○	○	○	○	○
水源の森林づくり事業の促進	○	○	○	○	○

2 林業基盤の整備と林業の活性化

- ◆町産木材を利用した木工製品開発等を支援します。
- ◆林業経営の中核機関である山北町森林組合の体制強化を支援します。
- ◆森林整備への支援を推進し、森林所有者の負担を軽減します。
- ◆公共施設への木材利用を図ります。
- ◆間伐、除伐材のエネルギー活用の調査研究を進めます。
- ◆県産材認証制度の普及や町産材認証制度の検討など木材のブランド化を図り、高付加価値化を進めます。
- ◆林道及び作業路網の整備を進めます。
- ◆林業従事者や林業就業者の担い手の育成を支援します。
- ◆都市との交流や生涯学習の拠点施設として(仮称)なえぎの学校を整備します。
- ◆全国の市町村と連携し、全国森林環境税創設を国に働きかけます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
間伐材の活用支援	○	○	○	○	○
山北町森林組合や林業事業者に対する林業施策の情報提供	○	○	○	○	○
森林整備補助制度の推進	○	○	○	○	○

3 多様な森林利用の推進

- ◆森林作業体験等とおして、都市住民との交流を促進します。
- ◆森林セラピーロードの整備を進めます。
- ◆森林を活用した学習・観光・レクリエーション活動などを促進します。
- ◆森林ボランティアとの協働による森林整備をおして、森林のもつ多様な機能への理解を深めます。
- ◆間伐材を利用したチェーンソーアートによる芸術活動などの支援に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
森林づくりをおした交流施設の整備と活用	○	○	○	○	○
森林セラピーロードの維持管理及び整備	○	○	○	○	○
特用林産物生産の推進	○	○	○	○	○
森林ボランティアの育成	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
共和地域交流施設年間利用者数	人	—	1,200

第3項 畜産業の振興

◎ 基本方針



畜産農家の経営基盤の強化や事業の共同化などを促進しながら、付加価値の高い製品開発と販売の拡充など、安全で安心できる畜産業の振興を目指します。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆畜産業は、町内農業系生産額の約22%を占め、足柄牛のブランド化も成果を上げていますが、後継者不足や飼料の高騰、市場条件の悪化など、依然として厳しい状況にあります。
- ◆酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、生産性の向上と高品質の牛乳・牛肉の安定確保のために、飼育牛の優良系統種付けへの助成、家畜排泄物法を踏まえた営農環境の向上、作業や機械利用などの共同化を促進する必要があります。
- ◆経営者の意向の把握に努めながら、素牛(もとうし)*導入に対する助成や事業の共同化、加工食品づくりの支援などを進めるとともに、環境保全型農業と連携した体制の強化、特色ある畜産業の振興を図る必要があります。



*素牛(もとうし): 肥育牛や繁殖牛として飼育される前の生後6~12か月の小牛。

◎ 施策と事業



1 営農環境の向上

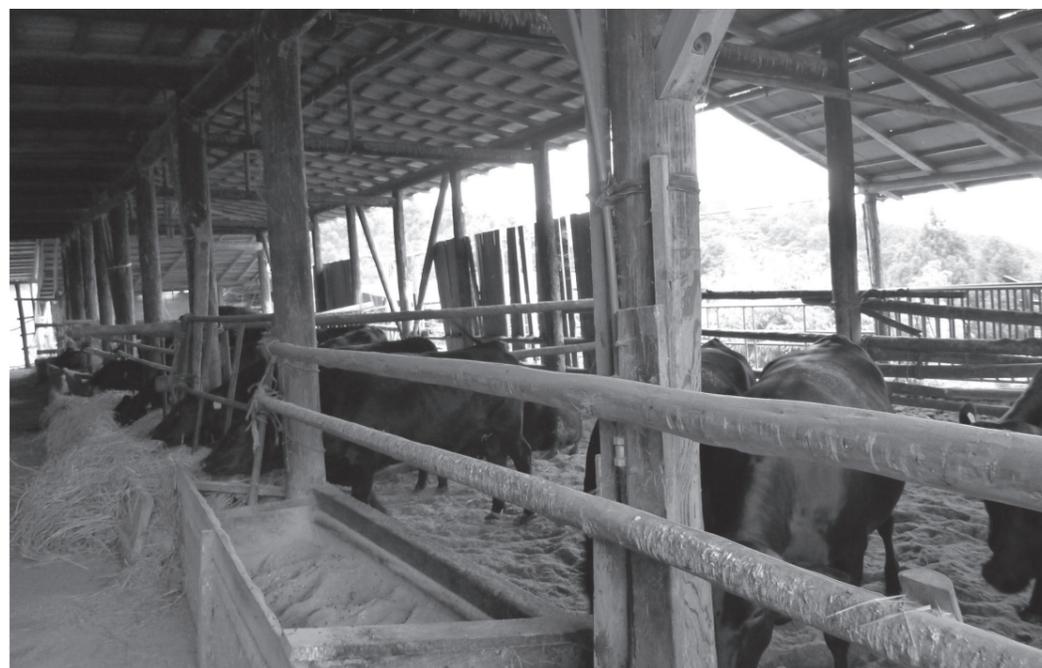
- ◆ 飼育管理や機械利用などを共同化し、作業効率の向上を図ります。
- ◆ 付加価値のある和牛の飼育支援と生産体制を強化します。
- ◆ 加工食品化、ブランド化を支援します。
- ◆ たい肥による土づくりなどの有効活用を図ります。
- ◆ 乳牛の改良や肥育牛の優良系統への転換を促進し、生産力の向上を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
種付け助成の実施	○	○	○	○	○
高能力乳牛の導入の支援	○	○	○	○	○
飼育管理技術向上の支援	○	○	○	○	○
労働力不足軽減のための連帯支援	○	○	○	○	○
施設の集約化	○	○	○	○	○
地域内一貫生産体制の確立	○	○	○	○	○
たい肥共同利用施設の整備促進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
牛乳・肥育牛飼養頭数	頭	285	300



第4項 水産業の振興

◎ 基本方針



森林と清流のまちにふさわしい観光レクリエーションの資源として、増殖事業の強化や加工食品化などへの支援を図るとともに、淡水魚を活用したイベントなどを支援し、内水面漁業の振興を目指します。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 丹沢湖へ放流したワカサギは、冬季の釣りなどの観光レクリエーション資源になっていますが、山北町環境整備公社との連携により、遊船事業の活性化につながる取り組みを進める必要があります。
- ◆ ヤマメやマス、スッポンの養殖が行われており、道の駅や旅館等の調理品として活用しています。養殖業水産物や加工食品について、町の特産品として開発・販路開拓するための支援方を検討する必要があります。

◎ 施策と事業



1 増殖事業の強化・養殖事業の振興

- ◆ 丹沢湖におけるワカサギのふ化事業の充実により、内水面漁業の振興を図ります。
- ◆ 加工食品化を促進するとともに、郷土料理としての活用を図ります。
- ◆ ヤマメ、マス、スッポンの養殖業水産物の特産品化を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
丹沢湖におけるワカサギのふ化、放流への支援	○	○	○	○	○

第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

第1項 観光の振興

◎基本方針



豊富な観光資源を生かし、観光マスタープラン*に基づき、歴史や自然にふれあう公園整備やつぶらの周辺地域の整備促進など、多様な観光レクリエーションの場と機会の創出、ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を推進します。

◎現状と課題・必要性



- ◆山北町は、豊かな自然や温泉、河村城跡などの歴史・文化財や豊富な観光資源を有し、首都圏近郊の観光レクリエーションの場になっていますが、近年、観光入込客数は減少傾向にあります。
- ◆観光マスタープランに基づき、中川水源交流の里や箒杉公園、大野山ハイキングコースの整備などの杜と湖のネットワーク化を推進するとともに、河村城址歴史公園整備、山北駅周辺の魅力づくりなどの歴史と自然にふれあう事業を進めています。
- ◆健康や自然志向などの観光レクリエーションのニーズを踏まえ、さらに豊かな観光資源を生かした観光レクリエーションの場と機会を充実し、エコツーリズムなどの新しい観光への取り組みも図りながら、魅力ある観光の振興を推進していく必要があります。
- ◆富士山の“世界文化遺産”登録を契機に、山北町内においても富士山を観光資源として活用していくことが求められています。

◎施策と事業



1 観光マスタープランの推進

- ◆観光マスタープランの見直しを行い、新たな観光振興対策を進めます。
- ◆富士山が望める景勝地を活用した観光施策を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
観光マスタープランの改訂		○			
観光マスタープランの推進	○	○	○	○	○

*観光マスタープラン: 町の観光の将来目標とその実現に向けての施策の基本方向を示した計画。

2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備

- ◆三保ダム・丹沢湖周辺地域の美しい自然環境を生かしながら、湖面や河川の利用を図ります。
- ◆ハイツ&ヴィラなかがわ跡地を活用して観光拠点としての整備を図ります。
- ◆豊かな自然に恵まれている三保地域では、四季折々のスポーツイベント等をおして観光客の増加を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の活用	○	○	○	○	○

3 歴史と自然にふれあう公園整備

- ◆洒水の滝や河村城址歴史公園周辺の環境を整備し、楽しく憩える場所づくりを進めます。
- ◆歴史・文化資源の掘り起こしや歴史と自然のふれあう交流の場の整備を実施します。
- ◆洒水の滝の遊歩道を滝つぼまで延長するための方策を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ハイキングコースの整備	○	○	○	○	○
洒水の滝の遊歩道整備の方策検討及び整備	○	○	○	○	○

4 つぶらの・大野山周辺地域の整備

- ◆つぶらの公共用地の活用を検討します。
- ◆山北つぶらの公園（仮称）の整備を促進します。
- ◆大野山山頂の広場を魅力的な観光拠点として有効活用できるよう県と協議を進めます。
- ◆都市との交流や生涯学習の拠点施設を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
山北つぶらの公園（仮称）の整備促進	○	○	○	○	○

5 水源地域交流の里づくりの推進

- ◆都市住民と水源地域に住む町民との上下流域自治体間交流等を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
上下流域自治体間交流事業の実施	○	○	○	○	○
自然体験交流事業の実施	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
町観光入込客数	人	1,176,000	1,800,000

第2項 観光ネットワーク化の推進

◎基本方針



富士・箱根・伊豆広域圏を踏まえた広域観光ルートの整備を図るとともに、観光拠点を結ぶ基幹ルートや楽しく歩ける多彩な町内周遊コースなどの魅力ある観光ネットワークの整備を進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆豊かな観光資源を生かした観光ネットワークの形成に向けて、地蔵岩～大野山～湯本平までの散策ルートの整備を充実する必要があります。
- ◆ハイキングコースにおける道標の設置や清潔な公衆トイレの環境整備を進めています。
- ◆観光の広域化に対応するための道路交通網の整備として、新東名高速道路山北スマートインターチェンジや県域を越えた広域幹線道路の調査研究を進めていますが、県道山北藤野線の整備も含めて、各道路整備を促進し、町内外にわたる観光ネットワークを強化する必要があります。
- ◆健康づくりにも利用できるウォーキングルートの整備も含めて、魅力ある観光ネットワークを充実する必要があります。



◎施策と事業



1 観光ルートの整備

- ◆町内の観光拠点を結ぶ基幹ルートの設定と整備を行います。
- ◆案内板の充実と拠点施設の駐車場整備を進めます。
- ◆清潔な公衆トイレの整備を進めます。
- ◆近隣の観光資源と連携した広域観光ルートのネットワーク化を図ります。
- ◆富士・箱根・伊豆広域圏を踏まえた広域幹線道路計画を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
観光案内板の整備	○	○	○	○	○
広域観光ルートのネットワーク化	○	○	○	○	○

2 ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備

- ◆豊かな自然環境を活用し、ウォーキングやハイキング、登山道など多彩な町内周遊コースづくりを進めます。
- ◆南足柄市の21世紀の森や松田町の最明寺史跡公園、静岡県小山町の明神峠などに続くルートの整備を進めます。
- ◆県と連携して不老山ハイキングコースを整備します。
- ◆みつば岳ハイキングコースを整備します。
- ◆森林と清流を散策する遊歩道や、歩いて楽しめる歴史、文化の道を整備します。
- ◆特色ある案内板や説明板等を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
広域ハイキングルートの整備検討	○	○	○	○	○
ハイキングコースの整備	○	○	○	○	○
東山北駅、丸山、洒水の滝、山北駅を結ぶ新たなハイキングコースの整備	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
特色ある案内板の設置	枚	0	10

第3項 観光推進体制の整備

◎基本方針



魅力ある観光の振興に向けて、多彩な媒体を活用した観光情報の提供や、特色のあるイベントの開催などにより情報発信を強化するとともに、山北町観光協会への支援や関係団体の育成などを図り、観光推進体制の充実に努めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆全国100選に選ばれた資源6つ、関東の富士見百景に選ばれた地点が2つあり、これらを有効活用して、山北町の魅力を発信していく必要があります。
- ◆観光の振興に向けて、山北町や山北町観光協会のホームページなど、インターネットを通じた観光情報の提供や丹沢湖花火大会、丹沢湖マラソン大会、カヌーマラソンなどの特色あるイベントを開催しています。
- ◆山北町観光協会と連携しながら、こうした取り組みをさらに充実するとともに、観光プロデュース機能の充実などを進め、観光のまちづくりに向けた推進体制を充実していく必要があります。
- ◆近隣市町と連携し広域的観点からも観光振興に取り組んでいますが、さらに積極的に連携していくことが課題となっています。



◎施策と事業



1 観光情報の発信強化

- ◆全国100選、関東の富士見百景などに選ばれた観光資源を活用して、山北町の魅力ある情報の発信を強化します。
- ◆首都圏や東海方面に向けて情報発信を行います。
- ◆広域行政組織と連携を行い、広域的な観光情報の発信を強化します。
- ◆既存イベントの内容を充実・強化し、地域の魅力を町内外に発信します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
J Rや私鉄と連携した情報の発信（町・鉄道事業者）	○	○	○	○	○
あしがら観光協会等との連携強化	○	○	○	○	○
イベント内容の見直し	○	○	○	○	○
インターネットによる町の魅力発信	○	○	○	○	○

2 観光協会等の支援

- ◆山北町観光協会への支援の充実を図ります。
- ◆観光ボランティアガイドの育成に努めます。
- ◆観光振興によるまちづくりを進めるため、山北町観光協会、山北町商工会等と連携します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
山北町観光協会への支援	○	○	○	○	○
観光ボランティアガイドの育成	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
観光ボランティアガイド登録者数	人	0	5

第3節 地域の活力を創る商業の振興

第1項 商業の振興

◎ 基本方針



町民の生活利便を高め、利用客などで賑わう商業の振興を目指し、山北駅・東山北駅の周辺整備を推進するとともに、商業者の自助努力を促し、空き店舗の活用や他産業との連携などにより商業経営の充実を促進し、商業活動の支援を図ります。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 町民生活の利便性を高め、商業の振興を目指して、山北町商品券の発行を行っています。
- ◆ 山北駅周辺の賑わいを創出するため、夕市を開催するとともに、朝市の開催を支援しています。また、NPO法人が空き店舗を活用した木彫品の創作活動（ウッドボイス事業）を行っています。
- ◆ 岸地区（原耕地）内に大型商業施設がオープンしましたが、誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、生活の利便性を高めるための身近な商業サービスの役割がますます重要になります。
- ◆ 商業の活性化のためには、空き地や空き店舗の有効活用や商店の自助努力、他産業との連携による特産品の開発・販路拡大などについて支援していく必要があります。



◎ 施策と事業



1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進

- ◆ 空き店舗の活用を促進して、駅周辺の賑わいの創出に努めます。
- ◆ 山北駅周辺での魅力ある夕市を開催するとともに、朝市の開催を支援します。
- ◆ 商業施設の立地促進を図るため支援方を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
旧あしがら農協山北支店を活用した賑わいの創出(町・民間)	○	○	○	○	○
山北駅北側元気づくりプランに基づく商業施設の整備	○	○	○	○	○
東山北 1000 まちづくり基本計画に基づく商業施設の整備	○	○	○	○	○

2 商業経営の充実

- ◆ 山北町商工会と連携し、商業経営の安定を促進します。
- ◆ 農林業や観光業と連携した特産品の開発などにより、商業の活性化を図ります。
- ◆ 山北ブランド認定制度を運用し、特産品の販路拡大に努めます。
- ◆ 魅力ある山北町商品券となるよう検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
山北町商工会への助成	○	○	○	○	○
他産業との連携支援	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
空き店舗の活用	店舗	1	2
山北ブランドの認定	件	0	15

第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興

第1項 工業の振興

◎基本方針



森林と清流の自然環境との調和に配慮しながら、先端産業などの企業誘致と新たな工業用地の確保を図るとともに、既存企業の経営改善や地場産業の育成を支援し、就労の場の確保や財政基盤の確立を目指します。

◎現状と課題・必要性



- ◇就労の場の確保や、財政基盤の確立を目指し整備した諸淵工業団地では、すべての区画に企業誘致が完了しています。また、平山工業団地では5区画中4区画の企業誘致が完了し、丸山山頂部への企業誘致も決定しています。
- ◇既存企業の経営の近代化への支援などとともに、土地利用計画に基づき、環境との共生に配慮しながら、新たな工業用地の確保や企業誘致を積極的に推進していく必要があります。



◎施策と事業



1 企業立地の促進

- ◆先端産業等優良企業の誘致を推進します。
- ◆起業化支援の方策について調査・研究します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
先端産業等優良企業の誘致	○	○	○	○	○

2 工業の活性化

- ◆山北町商工会等と連携し、企業経営の安定を促進します。
- ◆中小企業の集団化、共同化による各種研修事業を実施します。
- ◆山北町商工会と連携して、インターネット等を活用した町内企業の宣伝強化を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
各種研修事業の実施支援	○	○	○	○	○

3 環境対策の充実

- ◆自然環境に配慮した事業活動における環境負荷の低減と公害防止を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
環境に配慮した工事の実施	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
企業立地奨励措置の適用件数	件	1	3

第2項 鉱業の振興

◎基本方針



鉱業の振興に向けて、自然環境の保全などに配慮しながら、砂利採取の促進を図るとともに、山砂利採取跡地利用を検討します。

◎現状と課題・必要性



- ◆主要な県内骨材の供給地として、山砂利採取指導要綱に基づき砂利採取事業が行われており、平成16年には砂利採取区域の拡大について県との協議が終了し、環境アセスメント手続きなどの拡大計画の調整を進めてきました。
- ◆鉱業の振興に向けて、こうした各事業者による拡大計画の調整について引き続き支援していくとともに、既存採取区域の跡地利用については、新東名高速道路山北スマートインターチェンジの推進状況も含めて検討していく必要があります。

◎施策と事業



1 砂利採取事業の促進

- ◆自然環境の保全に配慮しながら砂利採取を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
山砂利採取指導要綱に基づく指導	○	○	○	○	○

2 山砂利採取跡地の有効活用

- ◆周辺の環境に配慮した山砂利採取跡地の有効活用方法を調査・検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
川西、谷ヶ地区の山砂利採取跡地利用の調査、研究			○	○	○

第5節 働きやすい環境づくり

第1項 働きやすい環境づくり

◎基本方針



雇用環境の整備を図るため、関係する法律や制度の内容を周知するなど、働きやすい環境づくりに努めます。また、雇用の安定を図る取り組みを進めていくとともに、新たな雇用の創出に努めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆非正規雇用など、正社員として働きたくても働けない若者が増加し、社会問題となっています。
- ◆団塊の世代以降の退職や元気な高齢者の増加に伴い、働きたい人が増加していることから、職場環境の整備が必要になっています。
- ◆勤労者の多様な働き方や権利を保障する動きが活発であり、労働基準法を始めとして、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、パートタイム労働法などの改正が進んでいます。そのため、町民や事業者に対して法律や制度の内容をPRするとともに、良好な労働環境を確保していくことが求められています。



◎ 施策と事業



1 働きやすい環境の推進

- ◆一人ひとりが働きやすい職場となるよう、意識の啓発を図ります。
- ◆勤労者の健康と交流を育む文化・スポーツ活動の場の確保と活動機会を提供するなど、町内企業と連携して勤労者福祉の充実を図ります。
- ◆町内企業に対して町民の就労を促進します。
- ◆住まいづくり応援制度など、勤労者の支援に努めます。
- ◆退職共済制度の加入を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
セクハラ、パワハラ防止対策	○	○	○	○	○
活動の場の確保と活動機会の提供	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
退職共済制度加入事業所数	社	68	71

資料編

1. 策定の経緯
2. 諮問・答申
3. 委員名簿
4. 自治基本条例

1.策定の経緯

◆山北町第5次総合計画策定経過

年	月日	内容
平成24年	9月1日～9月18日	町民アンケート *調査対象:18歳以上の町民 *調査方法:郵送配布・郵送回収 *発送数:3,000票 *有効回答数:1,550票
	9月3日	第1回総合計画策定推進会議 *第5次総合計画の概要について *策定スケジュールについて *人口フレームについて
	11月12日～11月15日	第4次総合計画後期基本計画各課検証ヒアリング *第5次総合計画策定に向けた検証
平成25年	1月10日～1月31日	総合計画審議会委員の公募 *募集人数:4人以内
	3月18日	山北町議会の議決すべき事件に関する条例の制定 *基本構想が議決事件
	3月18日	議会説明 *全員協議会で計画の概要を説明
	3月29日	第1回総合計画審議会 *審議会委員の委嘱 *会長・職務代理者の選出 *山北町第5次総合計画の諮問 *町民アンケート調査結果について *策定スケジュールについて *基本構想(案)について
	6月24日	重点プロジェクト等検討調整会議 *基本理念について *将来像について *重点プロジェクトについて
	7月1日	第2回総合計画策定推進会議 *第4次総合計画後期基本計画の検証結果について *基本構想(修正案)について
	7月22日	第2回総合計画審議会 *第4次総合計画後期基本計画の検証結果について *第1回審議会議事内容への委員の意見及び事務局の見解 *基本構想(修正案)について
	7月26日～9月24日	座談会「町長と語ろうまちづくり」 *10会場で開催 274名参加 *基本構想を説明・意見交換
	8月13日	第3回総合計画策定推進会議 *第4次総合計画後期基本計画の検証結果について *基本構想(修正案)について *基本計画第1・2章について
	8月21日	第3回総合計画審議会 *第4次総合計画後期基本計画の検証結果について *第2回審議会議事内容への委員の意見及び事務局の見解 *基本構想・基本計画(修正案)について

年	月日	内容
平成25年	9月2日	第4回総合計画策定推進会議 *第4次総合計画後期基本計画の検証結果について *第2回審議会議事内容への委員の意見及び事務局の見解 *基本構想・基本計画(修正案)について
	9月13日	議会説明 *全員協議会で基本構想・基本計画(修正案)を説明
	9月26日	第4回総合計画審議会 *第3回審議会議事内容への委員の意見及び事務局の見解 *基本構想(修正案)・基本計画(修正案)について
	10月24日	第5回総合計画審議会 *第4回審議会議事内容への委員の意見及び事務局の見解 *基本構想・基本計画(修正案)について
	11月25日	第6回総合計画審議会 *基本構想・基本計画(修正案)について *答申書(案)について
	12月5日	議会説明 *全員協議会で基本構想・基本計画(修正案)を説明
平成26年	12月20日～12月26日	課別理事者ヒアリング *第4次総合計画後期基本計画で挙げた成果 *国等の新しい動き *町民ニーズ
	1月10日	第7回総合計画審議会 *基本構想・基本計画(修正案)について *答申書(案)について
	2月5日	第5回総合計画策定推進会議 *基本構想・基本計画(修正案)について
	2月14日	議会説明 *全員協議会で基本構想・基本計画(修正案)を説明
	2月17日～2月24日	パブリックコメント *基本構想・基本計画について
	2月18日	答申 *審議会からの答申
	3月4日	議会 *基本構想の議決

2. 諮問・答申

◆ 諮 問

企第 109号
平成 25年 3月 29日

山北町総合計画審議会
会長 出雲 明子 様

山北町長 湯川 裕司

山北町第5次総合計画の諮問について

山北町におきましては、平成21年度を初年度とした第4次総合計画後期基本計画を策定し、山北町にふさわしい魅力あるまちづくりの実現のため、行政全般にわたる計画行政を推進し、地域社会の振興整備を進めてきております。

この第4次総合計画後期基本計画は平成26年度に終了するものですが、本町では、想定を超える人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、防災意識の高まり、農地の荒廃等、計画策定当時をはるかに上回る速さで変化しています。

そこで、これまでの成果を踏まえた上で、計画期間を1年前倒しをし、平成26年度を開始年度とし、10年後の山北町の目指す姿を山北町第5次総合計画として策定いたしますので、山北町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく諮問いたします。

◆ 答 申

平成26年 2月18日

山北町長 湯川 裕司 様

山北町総合計画審議会
会長 出雲 明子

山北町第5次総合計画について(答申)

平成25年3月29日付け企第109号にて諮問のありました山北町第5次総合計画の策定について、本審議会は山北町総合計画審議会規則第2条に基づき、慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

意 見

- 1 総合計画は、まちづくりの最も基本となる指針であるため、町民が読んでわかりやすく理解できる表現での周知に努められたい。また、今後追加や修正をする指標については、施策内容を的確に評価でき、かつ町民にもわかりやすいものとするよう努められたい。
- 2 山北町自治基本条例に基づき、町民、行政に加え議会が対等な立場で参加する協働によるまちづくりを推進し、町民や事業者等とのまちづくりにおける役割分担を明確にして、相互補完と連携によって山北町の発展に努められたい。
- 3 人口減少や少子高齢化は、医療、福祉をはじめ、教育、地域基盤など、あらゆる分野に影響することが考えられることから、こうした社会環境の変化を踏まえつつ、地域ごとの課題をきめ細かく把握し、的確に取り組むよう努められたい。
- 4 近年、国内外において地震や洪水など大規模自然災害が多発し、町民の防災意識は非常に高まっている。山北町は、こうした自然災害の発生が懸念される地形に位置しているため、町民が安心して暮らすための施策に取り組むよう特に努められたい。
- 5 財政状況の厳しさが続く中、本計画で定める重点プロジェクトを中心に、事業の優先性や緊急性、社会情勢の変化に素早く対応した、計画・予算・行政評価・目標管理といったマネジメントの仕組みが一連のものとして機能するシステムの構築をめざし、取り組むよう努められたい。

3.委員名簿

◆山北町総合計画審議会委員名簿

区分	所属	氏名	役職
教育委員会委員	委員長	小林 亘	
農業委員会委員	会長	関 千代治	
公共的団体の 役員及び職員	山北町連合自治会会長代表	佐藤 昭七	
	山北町観光協会会長	清水 正己	
	山北町商工会女性部長	磯崎 和子	
	山北町社会福祉協議会長	上田 貢	
	山北町森林組合長	武 佐京	
	山北町文化団体連絡協議会長	滝本 小夜子	
	山北町地域づくり委員会代表	小賀坂 義弘	職務代理者
学識経験者	東海大学政治経済学部准教授	出雲 明子	会長
	元山北町社会教育委員	小川 洋一	
	山北町副町長	東 利之	
公募委員		磯崎 勝	
		小澤 功明	
		河野 浩之	
		小菅 象一郎	

◆山北町総合計画審議会規則 (昭和42年7月28日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山北町附属機関に関する条例(昭和42年山北町条例第11号)第3条の規定により、山北町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて山北町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1)町教育委員会の委員 1人
- (2)町農業委員会の委員 1人
- (3)町の区域内の公共的団体の役員及び職員 7人
- (4)学識経験を有する者 3人
- (5)公募による者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4.自治基本条例

◆山北町自治基本条例（平成25年4月1日施行）

前文 わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のためゆめ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。

このような先人が、守り育んできた歴史、文化や美しい自然環境は後世に引きついでいかなければなりません。わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかるまちづくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原則としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。

（この条例の位置付け）

第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえで基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

（1）町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。

ア 町内に在住する者

イ 町内に在学する者

ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

（2）町 普通地方公共団体としての山北町の執行機関をいう。

（3）議会 山北町議会をいう。

（4）まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。

（5）協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。

（6）参画 単にまちづくりに参加するだけでなく、企画立案の段階から主体的に加わり活動することをいう。

（7）地域 町域及び自治会区域等の区域をいう。

（8）自治 町民がまちづくりに参加し、その意思と責任に基づきまちづくりが行われるほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。

第2章 基本原則

（協働の原則）

第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。

（1）町民一人ひとりがより幸せを感じることができるまちづくり

（2）町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり

（3）山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり

（4）山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり

（5）相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまちづくり

（情報共有の原則）

第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。

2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより適正に行うものとする。

第3章 町民の権利及び責務

（町民の権利）

第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参加する権利を有するものとする。

（町民の責務）

第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。

2 町民は、まちづくりに参加するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。

3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。

第4章 まちづくりと地域活動

（自治会等まちづくり）

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

（地域活動の支援）

第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

第5章 町の役割と責務

（町長の役割及び責務）

第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。

2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。

（町長の説明責任）

第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。

（町の役割及び責務）

第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。

2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。

3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。

（町職員の役割及び責務）

第13条 町職員は、第1条で定める目的を達成するため、自らも積極的にまちづくりに協力するよう努めなければならない。

2 町職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

（総合計画等各種個別計画）

第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。

3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。

（行政改革大綱）

第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。

2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表するものとする。

（行政評価）

第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。

（説明責任）

第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

（町民からの意見聴取）

第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。

2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見聴取をしなければならない。

3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。

第6章 議会の役割と責務

（議会の役割及び責務）

第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町政運営を監視するとともに町民の信託に応えなければならない。

2 議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する公聴活動を行い、政策立案等に反映するよう努めなければならない。

3 議会は、議会の持つ情報を町民に公開するよう努めなければならない。

第7章 住民投票

（住民投票）

第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の結果は尊重されなければならない。

3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。

第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加

（まちづくりへの子どもの参加）

第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとする。

2 町民は、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どものまちづくりへの参加に積極的に取り組むものとする。

3 保護者は、子どもの手本となるよう、まちづくりへの参加を可能な限りするよう努めるものとする。

（まちづくりへ的高齢者の参加）

第22条 高齢者は、経験及び知識を活かしてまちづくりへの参加をするものとする。

第9章 広域連携

（他の自治体との連携）

第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。

第10章 条例の見直し

（条例の見直し）

第24条 町は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることができる。

山北町第5次総合計画前期基本計画

発 行

山北町

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

TEL.0465-75-1122

<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

発 行 日

平成26年3月

編 集

山北町企画財政課

編集協力

(株)サーベイリサーチセンター